

深谷市スポーツ推進審議会会長および副会長の選出について

審議会での会長および副会長は、条例第5条で委員での互選の規定であり、委員の中で適任である方について、別紙回答書にてご提出ください。

なお、適任者の選出が困難である方は、事務局の選出案として、会長にスポーツ推進委員協議会会長の八須由憲委員を、副会長に中学校体育連盟会長の島崎祐子委員を選出しく存じます。ついては、ご承認について別紙回答書によりご回答ください。

今後委員が欠けた場合は、その委員の所属する機関・団体から充てるものとします。

会長

八須 由憲 委員 (所属：深谷市スポーツ推進委員協議会 会長)

副会長

島崎 祐子 委員 (所属：深谷市中学校体育連盟 会長)